



第5章 第2期計画の基本的な考え方

○ 第1期計画の基本理念と目標の継続

第1期計画では、人と人がつながるきっかけである「であい」をつくり、そのうえで「ささえあい わかちあい」ができるような人のつながりを広げていくという考え方から、人と人との「**であい ささえあい わかちあい**」を基本理念とし、7つの目標に向けた取組を進めてきました。地域では、この基本理念を具体化する取組が行われ、区内に人と人との「**であい ささえあい わかちあい**」が徐々にではありますが着実に広がってきています。

この基本理念と目標は、計画期間5年間で終わるものではなく、誰もが暮らしやすい都筑区を目指すうえで、普遍的・永続的なものとなっているため、第2期計画においてもこの基本理念と目標を継続します。

【基本理念】

人と人との「**であい ささえあい わかちあい**」

【7つの目標】

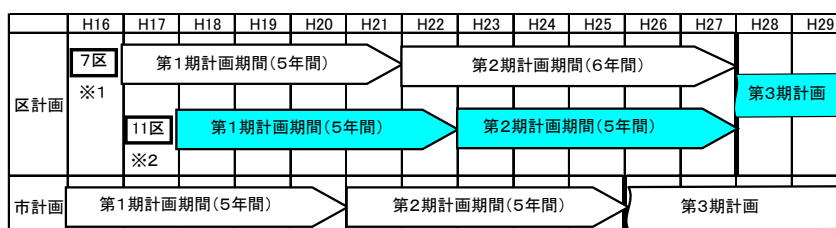
- ①地域福祉保健活動を推進します
- ②人と人とのつながりを実感できる地域をつくります
- ③人と人・人と活動を結びつける人材を育成します
- ④健康な暮らしづくりをすすめます
- ⑤子ども・青少年の健やかな成長や自立を支援します
- ⑥高齢者・障害者が安心して、いきいきと暮らせるよう支援します
- ⑦区民、地域、団体、企業等と行政が協働で取り組む体制を充実します



○ 計画期間：5年間（平成23年度～27年度）

横浜市の地域福祉保健計画は、全市計画と18の区がそれぞれ策定・推進している区計画があります。区計画は、第1期計画において、平成17年度からの5年計画（平成17年度～21年度）とした先行7区と、平成18年度からの5年計画とした後行11区（平成18年度～22年度）とに分かれて策定・推進しています。横浜市の全体計画では、第3期において、18区全てが同じ計画期間となるよう、第2期計画の計画期間は、先行7区については、6年計画とし、後行11区については、5年間としています。このため、**後行区である都筑区は、5年計画（平成23年度～27年度）とするものです。**

＜区計画、市計画の計画期間＞



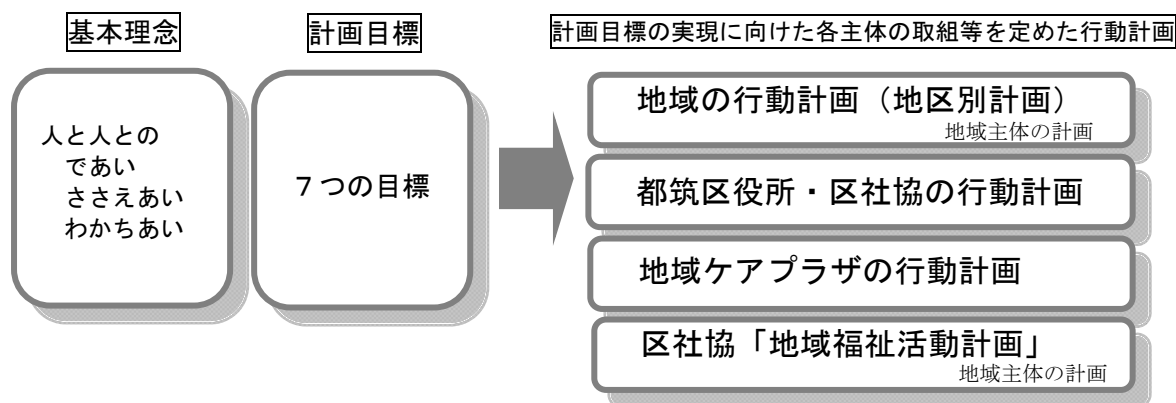
※1 鶴見区、神奈川区、西区、南区、青葉区、栄区、泉区

※2 中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、**都筑区**、戸塚区、瀬谷区

○ 計画の主体と行動計画の策定

都筑区地域福祉保健計画は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちをつくるため、地域の課題解決に向け、**地域（区民、自治会町内会をはじめとした地域活動団体、学校、企業等）と都筑区役所・区社協・地域ケアプラザ等関係機関が主体となり協働で取り組むものです。**このため、**計画の目標実現に向けた各主体（「地域」、「都筑区役所・区社協」、「地域ケアプラザ」）の行動計画を第1期計画に引き続き策定しました。**

【計画の構成】



○ 地域の行動計画（地区別計画）

都筑区では、第1期計画から連合町内会自治会エリアごとの目標や取組内容を盛り込んだ行動計画（地区別計画）を策定しています。**地区別計画は、地域の特性に応じた生活課題にきめ細かく対応していくためのものです。**

また、地区別計画のエリアは、地域の課題解決を進めるための単位としては、単位自治会町内会が考えられますが、小規模の自治会町内会だけでは解決できない課題もあります。都筑区は、地区連合町内会自治会のエリアが歴史的な経過の中でつくり、生活に根付いていること、地区連合町内会自治会が組織的な活動を展開していること、概ね地区連合町内会自治会のエリアで地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が組織されていること、自治会町内会同士が支えあう関係を期待できることなどから、**地区別計画のエリアを連合町内会自治会エリアとしています。**

第1期計画では、連合町内会自治会エリアごとの地区別計画を策定したことにより、地域での課題共有や取組への動機づけとなり、地域住民が自らの地域の課題解決に向けた主体的な取組を進めることにつながりました。このため、**第1期計画に引き続き、連合町内会自治会エリア（15地区）ごとの地域が主体として取り組む行動計画（地区別計画）を策定しました（第7章参照⇒61頁）。**

○ 都筑区役所と都筑区社会福祉協議会との一体的な行動計画

都筑区社会福祉協議会は、社会福祉法に定められた、地域福祉の増進を図ることを目的に組織されている民間の社会福祉団体です。地域の福祉保健課題の解決に向けては、都筑区役所と区社協が連携・協働して取り組むことが重要です。このため、**第1期計画に引き続き、都筑区役所と区社協が主体として取り組む行動計画を一体的に**

策定しました（第8章参照⇒123頁）。なお、この行動計画の中の「目標5 子育て支援・青少年育成支援」の取組については、都筑区こども・青少年育成計画での取組と同様となります（⇒130頁参照）。

○ 地域ケアプラザの行動計画

地域ケアプラザは、誰もが住みなれたまちで、安心して暮らせる地域をつくっていくための拠点として、地域の福祉・保健活動を支援し、福祉・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供することを目的に、条例により設置された公の施設です。区内の5つの日常生活圏域（概ね中学校区域）の1つをそれぞれの担当エリアとして、指定管理者として指定された法人が運営しています。**地域福祉保健計画の推進にあたっては、身近な地域の拠点として地域ケアプラザの果たす役割は非常に大きいことから、第1期計画に引き続き、地域ケアプラザの行動計画を策定しました**（第9章参照⇒134頁）。

○ 都筑区社会福祉協議会「地域福祉活動計画」

区社協では、地域が主体となって取り組む活動・行動を「地域福祉活動計画」として策定し、推進しています。都筑区役所が策定する「地域福祉保健計画の地区別計画」も区社協が策定する「地域福祉活動計画」も共に、地域が主体となって地域福祉を推進していくという同じ目的を持つものであるため、**第1期計画に引き続き、「地域福祉活動計画」を「地域福祉保健計画」の中に位置づけました**（第10章参照⇒139頁）。

○ 計画の推進体制

「地域福祉保健計画」は、福祉、保健、医療など広範囲にわたるため、その推進にあたっては、さまざまな関係者の連携により推進していく必要があります。第1期計画では、**都筑区の保健、医療、福祉等の関係者で構成され、地域福祉保健サービスを円滑に実施するために総合的に協議する機関として「都筑区地域福祉保健計画推進委員会」を設置し、推進してきました。**

「都筑区地域福祉保健計画推進委員会」では、地域福祉保健活動100選の選定や「つづき あい基金」における活動助成の審査をはじめ、各年度の計画の進行状況などについて、地域を含めた幅広い関係者の意見を聞きながら、実施状況を的確に把握、点検し進めてきました。

第2期計画においても、この体制を堅持し、計画を着実に推進していきます。